

令和3年（ワ）第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

第10 準備書面

令和4年8月19日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

目次

| | | |
|----|--|----|
| 第1 | はじめに | 3 |
| 第2 | 検査場所の規模と特徴に対応した現場計画を立てていない..... | 5 |
| 第3 | 各検査場所に設置するべきレーン数が決まっていない。購入も未了である..... | 8 |
| 第4 | 検査場所に必要最小限の要員数を派遣することができない..... | 10 |
| 1 | 検査場所毎の必要最小限の要員数を把握していない | 10 |
| 2 | 被告600名、県320名は何ら根拠のない数字である | 12 |
| 3 | 被告の600名のうち何名を鷹来の森運動公園に派遣すべきか、県の320名のうち何名を鷹来の森運動公園に派遣すべきかを定めることができない（決められる人も基準も存在しない）。よって、派遣もできない | 13 |
| 第5 | 当該検査場所の必要最小限の要員数も決まらなければ、要員数に比例する防護服等、資材の量も決定することができず、量が決定できなければ、購入もできず、購入していなければ搬入もできない..... | 16 |

| | | |
|-----|---|----|
| 第6 | 検査場所毎の能力が分からない。検査場所毎の能力が分からない結果としてその検査場所を何日間継続する必要があるかも分からない。そのことが要員の事前確保にとって大きな障害となって現れている | 16 |
| 1 | 検査場所毎の能力が分からない | 17 |
| 2 | 継続日数が不明 | 19 |
| 3 | 要員の事前確保にとっての障害 | 20 |
| 第7 | 必要とするレーンと資材が検査場所に搬入されるまでの日数が不明。要員の派遣方法も不明。そのことが要員の事前確保にとって大きな障害となって現れている | 23 |
| 1 | レーンの必要数が不明。購入済数はわずか12。資材も同様 | 23 |
| 2 | 検査場所に搬入されるまでの日数の不明はマニュアル違反 | 23 |
| 3 | 要員の事前確保にとっての障害 | 24 |
| 第8 | オフサイトセンターの判断の遅れが要員、資材の搬入の遅れを著しいものにする | 27 |
| 第9 | 被告が今明らかにすべきこと | 28 |
| 第10 | 結論 | 30 |
| 第11 | バスの確保と配備はさらに困難となった | 31 |
| 第12 | 受付ステーションの見直し | 33 |

第1 はじめに

検査場所の開設に何日もかかり、その間に避難者が限界に達すれば、避難者は検査を受けないで避難せざるを得ない。検査を受けなければ、受付ステーションで最終避難所の指定を受けることができない。検査場所の稼働開始の遅れは、広域避難のスキームを根底から崩す。

開設に何日もかかることを知らず、検査場所の入口から30km圏内に続く車両の避難者は、その間放射性物質の被ばくに晒され、耐久の限界を超えた後の避難は過酷かつ危険な避難となる。

検査場所の現状は、今回提出する別紙の証拠によって明らかのように、開設できるかどうかすら、はっきりしない状態にある。避難開始後何日で開設できるか、開設できたとして何日間継続するかも全く不明である。

宮城県（以下、県）とともに検査場所の開設と継続に責任を持つ被告は、「そもそも開設できるのか」「何日で開設できるのか」「検査の終了に何日かかるのか」を明らかにするべきである。

なぜなら、甲B2の県の計画で「県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。」と規定され（同76頁）、検査場所についての責任を全うするために、被告は協議会の作業部会に毎回出席しているからである（甲B16の5の1～5の18）。

そして令和2年3月25日の協議会において、被告の増子副社長は「福祉車両等の移動手段の確保、避難退域時検査の要員や機材の提供、避難所等への生活物資の支援をはじめ、事業者に求められる対応について、しっかりと準備し、対応が必要になった場合には、原子力防災組織体制のもと、確実に対応していく。」旨回答し（甲B16の10）、同日同協議会が下した「確認」に賛同

している。

600名の要員を検査場所に派遣することになったということは、県とともに検査場所の開設と継続に責任を持つということである。検査場所の開設と継続に責任を持つのであれば、検査を受ける原告らに「そもそも開設できるのか」「何日で開設できるのか」「検査の終了に何日かかるのか」を明らかにするべきであり、それをしない、(できない)ということであれば、被告の増子副社長の約束する「避難退域時検査の要員や機材の提供」への「しっかりした準備」「確実な対応」に反し、「避難及び一時移転の迅速性を損なわない検査の実施」を義務付けている「指針」(甲B16の7の3の1)と、検査場所の実効性の保持を義務付けている原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(原子力規制庁放射線防護企画課)(甲B29の3)(以下、「マニュアル」)に違反する。県とともに検査場所の開設と継続に責任を持ちつつ、原告らに「具体的危険の主張・立証」を求めることが規制委員会の見解(甲A57の1～2)に反し不当であることは、第11準備書面第2記載のとおりである。

「そもそも開設できるのか」は

- ① 検査場所の規模と特徴に対応した現場計画が立てているか
- ② 規模に対応したレーン(車両用ゲート型モニタ、以下同)、要員、資機材、食料、宿泊施設等を稼働継続期間中の分を確保しているか
- ③ 上記②のレーン等を速やかに検査場所に搬送できるか

にかかっている。しかるに、別紙の証拠で明らかなように①～③はいずれも未了かつ不可能である。以下、その理由を明らかにする。

なお、バスの運転手の被ばく線量の上限の定めが、バスの確保と配備を一層困難にしていることを最後に付け加える。又、県が今頃になって受付ステーションの見直しに言及していることについても付け加える。

第2 検査場所の規模と特徴に対応した現場計画を立てていない

「マニュアル」は、検査場所の位置（敷地の図面、周辺地図、基本動線図、配置図）と規模（屋内での検査可能人数、簡易除染可能人数、屋外での検査可能台数、簡易除染可能台数、駐車可能台数）に対応した実施計画（現場計画）を予め策定することを求めている（同5頁）。しかるに、県は

- ①鷹来の森運動公園
- ②涌谷スタジアム 野球場
- ③登米総合体育館

のそれぞれについて、

- (1)避難車両の動線をどのように設定したのか
- (2)検査レーンを置く場所

(3)（避難者用の駐車場を設ける場合）その場所が記載された図面等の資料は検討段階であり、確定したものは存在しないと回答している（甲B34）。検査場所の位置と規模と特徴に対応した現場計画を立てていないのである。そのため、「検査場の想定」を非開示としている（甲B10の15の3の1）。

例えば、鷹来の森運動公園の検査場所の場合、出入口は1箇所であり、出口から出て左右に分かれる車両の列と入口から入る車両の列の交錯が、渋滞の原因となり、その場所の混雑を回避させる要員を常時配置する必要がある（甲B10の35）。避難者用の駐車場とトイレが離れているので、避難者をサポートし、速やかに駐車場に戻れるようにするための誘導員も多数必要である（甲B10の27）。

一方、登米総合体育館の検査場所の場合、出入口が複数あり、入口と出口を結ぶ動線の設定に十分な配慮が必要である（甲B10の36）。トイレは施設内のみであり、トイレを利用するためには施設の管理者の協力が不可欠であり、トイレとの関係で、どこにレーンを置くか、どこを避難者用の駐車場にするか（その間

の動線をどのようにするか)も重要である。登米総合体育館の検査場所では、同体育館を要員用の宿泊場所として利用することができるが、鷹来の森運動公園の場合、多数の要員を宿泊させる施設は無く、どこにどのような宿泊施設を整備するかも課題である。

涌谷スタジアム野球場の検査場所の場合、避難者用の駐車場とレーンを置く場所として使えるのは、2つの駐車場のみであり、又、出入口が2箇所あるので、どの入口から入って2つの駐車場を経由してどの出口から出るのかの動線の設定を慎重に判断する必要がある。スタジアム内の部屋は、面積の点で要員の宿泊場所として利用することは困難であり、外部のどこに宿泊施設を整備するのも重要な課題である。トイレは建物外部にもあるが、内部のトイレの使用については管理者の協力が不可欠である。外部のトイレも内部のトイレも個数が少なく、簡易トイレの設置が不可欠である(甲B10の37)。

鷹来の森運動公園や涌谷スタジアム野球場のような規模の大きな検査場所の場合、避難者用の駐車場とレーンを置く場所をどこに設けるか、入口から出口までの動線をどのように設定するかによって役割毎の要員数は大きく変わってくる。位置、規模、特徴に対応した現場計画は「基本設計」に相当する。役割毎の要員数は「詳細設計」に相当し、「詳細設計」にとって「基本設計」に相当する現場計画は不可欠である。「基本設計」に相当する現場計画の作成が未了であれば「鷹来の森運動公園にいくつのレーンを設置するのか」「鷹来の森運動公園に何名の要員を派遣すべきか」を決めることができない。

現場計画に基づく役割毎の要員数の集計が当該検査場所の必要最小限の要員数となる。役割毎の要員数の積み上げ作業を行わないで必要最小限の要員数を決定することはできない。それをしないで当該検査場所の必要最小限の要員数を決定すれば、過小要員、過剰要員をもたらし、いずれの場合も当該検査場所の稼働にとってマイナスとなる。

検査場所の「規模の大小」は、役割毎の要員数の集計にとって極めて重要な決

定要因である。

規模の大小はその検査場所で検査を受ける車両の数によって決定され、各検査場所の検査予定の車両の台数は決まっている。UPZの住民の避難先自治体と受付ステーションは指定済であるし、検査場所も決まっているからである。甲B7の1の1の資料1の1のとおり、仙台市（4万0605人）、多賀城市（6480人）、塩竈市（1103人）、利府町（1548人）、松島町（433人）、七ヶ浜町（911人）、富谷町（2620人）、大和町（4065人）、大郷町（1200人）、大衡村（2324人）、加美町（3980人）、色麻町（2200人）に避難する石巻市民は全て鷹来の森運動公園で検査を受けることになっている（人数は甲B5の資料1）。

市に配布された原子力災害時の防災対応マニュアル（令和4年1月版）でも、市の蛇田地区の住民の検査場所は鷹来の森運動公園と指定されている（甲B10の19）。これに東松島市からの避難者が加わるが、東松島市は名取市、亘理町、山元町にも避難するので、東松島市の分をカットしたとしてもおよそ6万7469人分の車両を鷹来の森運動公園の検査場所で検査する必要がある。

県は1.3人あたり1台と換算しているが（甲7の1の1の資料3）、2人に1台としても鷹来の森運動公園はおよそ3万3734台の車両を検査するべき検査場所と位置付けられている。涌谷スタジアム野球場の検査場所の場合、大崎市（3万9000人）と涌谷町（800人）に避難する車両を検査することになっているので、鷹来の森運動公園に継ぐ規模である。

当然のことながら、レーンと要員も規模の大小に応じた数を準備する必要がある。

しかるに、県は検査場所の規模の大小を反映させた現場計画を完成させておらず、そのことは以下に述べるレーン数、要員数の未決定に決定的な影響を与えている。

第3 各検査場所に設置すべきレーン数が決まっていない。購入も未了である

各検査場所に設置すべきレーン数が決まらなければ、検査場所毎の役割毎の要員数が決まらず、検査場所毎の役割毎の要員数が決まらなければ、その検査場所の必要最小限の要員数（合計数）も決まらない。検査場所毎の必要最小限の要員数（合計数）が決まらなければ、全ての検査場所の必要最小限の要員数も決まらない。各検査場所に設置すべきレーン数は、各検査場所の必要最小限の要員数を決める基礎的決定要因である。

阻害要因調査における検査場所毎のレーン数の合計は、甲B10の5の1の資料1のとおり、合計93である（県もそれを認めている。甲B10の5の2）。一方、購入済のレーン数は現在でも12である（甲B10の5の1の資料2、甲B10の32の3の1）。

県は検査場所全体でいくつのレーンが必要か検討したことがないことを認めている（甲B10の32の2）。阻害要因調査において93のレーン数を前提に調査を行っているにも関わらず、93が必要な数かどうかの確認すら行っていない。検査場所全体でいくつのレーンが必要か検討したことがないので、今に至っても必要とするレーン数自体が不明であり、それが不明である結果として、いつ、いくら購入するかという具体的な購入計画を立てていない。

原告らが県に対し、「例えば、鷹来の森運動公園の検査場所を使用することができることになった場合、同検査場所の能力を十分に発揮させるためには、（阻害要因調査が18と設定したように）発揮させるに足るだけの数のレーン（車両用ゲート型モニタ）の設置を前もって決めておく必要があるのではないか」「それでもなお、災害時の都度、その状況に応じて必要な数を決めるということであれば、誰が何を基準に、あるいは、何を考慮して鷹来の森運動公園の検査場所のレーン（車両用ゲート型モニタ）数を決めるのか。」と質問したことに対し、県は検査場所毎のレーン数は事前に決めることはせず、「（事故後に）災害の規模や緊急性等に応じて災害対策本部長が決定する」と回答している（甲B10の31の2）。

「マニュアル」において、当該検査場所の規模を反映させた現場計画の事前策定を求めているのは、規模にふさわしい能力を発揮させるためである。規模にふさわしい能力を発揮させるためには、能力を発揮させるに足るだけのレーン数を事前に決め、購入し、速やかに検査場所に搬入できる体制を整備しておく必要がある。規模にふさわしい能力を発揮させるに足るだけのレーン数を事前に決めず、購入もせず、事故が起きた後で「災害の規模や緊急性等に応じて災害対策本部長が決定する」というのは、明らかに泥縄である。

災害の規模によってその検査場所を使用できないという事態が生ずることはあるが、ここで問われているのは、その検査場所が使用できると判断された場合の事前の備えの要否であり、県の回答は事前の備えは不要であると回答しているに等しい。(レーンを含む)資機材の種類と必要数量、調達・運搬・保管方法の事前計画の策定を求めている「マニュアル」に明らかに反している。

これが事故後、どういう結果をもたらすかといえ、

災害対策本部の県の職員

「鷹来の森運動公園の検査場所に何台のレーンを設置したらよいでしょうか」

災害対策本部長（知事）

「何台のレーンを設置すべきということになっているのか」

災害対策本部の県の職員

「決まっていません。事故の後、災害対策本部長が災害の規模や緊急性等に応じて決めることになっています」

災害対策本部長（知事）

「災害の規模と言うが、規模が大きいから避難を開始し、鷹来の森運動公園で検査することになったのではないか。検査は急いで行うべきであるから、緊急性もある。協議会の作業部会で鷹来の森運動公園に何台のレ

ーンを設置するか決めたのか」

災害対策本部の県の職員

「決めていません」

災害対策本部長（知事）

「各検査場所のレーン数を決める手がかりのようなものは何もないのか」

災害対策本部の県の職員

「阻害要因調査では全部で93のレーンを設置するという調査しました」

災害対策本部長（知事）

「それならその数でよいのではないか」

災害対策本部の県の職員

「それはあくまでも調査のための数です」

災害対策本部長（知事）

「検査場所全体でいくつのレーンが必要か調べていないのか」

災害対策本部の県の職員

「調べていません」

災害対策本部長（知事）

「その状態で私に各検査場所毎のレーン数を決めろというのか」

災害対策本部の県の職員

「そうです」

という珍妙な会話が交わされることになる。

第4 検査場所に必要最小限の要員数を派遣することができない

1 検査場所毎の必要最小限の要員数を把握していない

検査場所体制は検査チーム長の下で車両検査・除染チーム、住民検査・除染

チームが行動することになっている（甲B10の20の3の1の4の別紙資料3）。車両検査・除染チーム、住民検査・除染チームの要員数はレーンの数に比例する。レーン数と要員数は比例し、動線上の車両の動きを監視誘導する役割の要員数もレーンの数に比例して多くなる。

当該検査場所に何台のレーンを設置するのかが役割毎の要員数を決定する最も大きな要因であり、設置すべきレーン数が決定されない限り、役割毎の必要最小限の要員数を決定することはできない。役割毎の必要最小限の要員数を決定し、それを合計しない限り、例えば、「鷹来の森運動公園を順調に稼働させるための必要最小限の要員数は何人か」と事故後、災害対策本部長から尋ねられても、答えることができる人は誰もいない。その意味において、調査嘱託に対する県の回答の7項は理由が誤っている。

必要最小限の要員数を一概に言えないのは、災害の規模や気象状況が理由ではなく、検査場所毎のレーン数が決定されておらず、その結果、役割毎の必要最小限の要員数が不明で、それをトータルした当該検査場所の必要最小限の要員数を知らないからである。これが一概に言えないことの真実の理由である。

原告らが県に「いずれにしろ各検査場所毎の必要最低限の要員の見積りは、現時点ではまだ行っていないということか」「仮に上記の2つの検査場所（鷹来の森運動公園の検査場所及び涌谷スタジアム野球場）について見積りが済んでいる場合は、その必要最低限の（県派遣の職員を含む）要員数と見積りの根拠」を質問したことに対し、県は「原子力災害においては、災害の規模や気象状況に応じて検査場所を開設する場所、個々の検査場所で使用するレーン数等を適切に設定することとしており、必要最低限の要員数は一概に言えないことから、様々な状況があることを念頭において備えている。」と回答している（甲B10の31の1の2、甲B10の31の2）。

各検査場所の規模や特徴を反映した役割毎の要員数の集積の結果、検査場所毎の必要最小限の要員数（合計数）が決定されるのであり、そのような積み上

げ作業抜きに必要最小限の要員数を決めることはできない。検査場所毎の必要最小限の要員数を決めるための基礎的作業を怠った結果、「一概に言えないことから、様々な状況があることを念頭において備えている。」と回答する以外ないのである。基礎的作業をしていなかったことの明白な自白である。

2 被告600名、県320名は何ら根拠のない数字である

「各検査場所の必要最小限の要員数は一概に言えない（調査嘱託に対する県の回答）」のであれば、被告600名、県320名によって開設する検査場所の必要最小限の要員数を賄える保証はない。

又、「8箇所に派遣する職員数を320名とし、うち4会場分として160名を名簿化したという趣旨か。（そうであれば）その4会場は、どこどこか（質問②）」との質問に県は「会場は特定せず名簿化したもの」と回答している（甲B10の31の1の2、甲B10の31の2）。

名簿化した160名が、規模が違う会場を特定せずに決定された人数であるということは、320名という派遣予定の職員の数には算出根拠がないということに他ならない。各検査場所の役割毎の人数の積み上げをしていないのであるから当然のことである。320名の算出根拠が明らかでないということは、被告が派遣する600名の算出根拠も不明ということになる。

現に令和3年8月6日の被告と県との打ち合わせで県から「これまで避難退域時検査等場所における要員として依頼していた検査チーム要員（車両検査・除染、住民検査・除染）に加えて支援チーム要員（交通誘導、車両保管）についてもお願いしたい。」と依頼されたことに対し（甲B10の15の3の3）、同年8月23日の打ち合わせで被告は「検査チーム（車両検査・除染、住民検査・除染）要員に加え、支援チーム（交通誘導、車両保管）についても協力。」と回答している（甲B10の15の3の4）。

設置すべきレーン数に対応した検査場所毎の役割毎の必要最小限の要員数

を予め調査していれば、支援チーム（交通誘導、車両保管）の検査場所毎の要員数も明らかになっているはずであり、それが明らかになっていれば、役割が増えたことにより、その分を600名に加える必要がある。600名の範囲内で支援チーム（交通誘導、車両保管）の分を増やせば、検査チームの分を減らさなければならないからである。600名の範囲内でやりくりすることなどできないのである。被告の役割が増えたにも関わらず、600名に変更を加えていないということは、600名が根拠のない数字である証左である。

以上のように、被告が確保すべき600名、県が確保すべき320名は何らの根拠のない数字であり、この要員数によって検査場所を開設し、予定台数の車両の検査を行える保証は全くない。

よって被告は、後記第9①の「県から要請されて確保を約束した要員数600名の根拠は何か（県からどのような説明を受けたのか）。県の320名の根拠は何か（県からどのような説明を受けたのか）。」及び⑦の「600名+320名で各検査場所の要員として十分か。十分であるという根拠があるのか」に回答するべきである。

3 被告の600名のうち何名を鷹来の森運動公園に派遣すべきか、県の320名のうち何名を鷹来の森運動公園に派遣すべきかを定めることができない（決められる人も基準も存在しない）。よって、派遣もできない

検査場所毎の役割毎の必要最小限の要員数を調査しておらず、当該検査場所の必要最小限の要員数（合計数）も分からないということは、緊急モニタリングの結果、鷹来の森運動公園の検査場所が使えるということになった時、鷹来の森運動公園に被告から何名送り込めばよいか、県から何名送り込めばよいか分からないということになり、派遣それ自体不可能となる。

上記のように、鷹来の森運動公園に設置すべきレーン数が決定されておらず、レーン数に比例する車両検査・除染チーム、住民検査・除染チームの要員数（役

割毎の要員数)が決まっていないのであるから、当然のことである。

「開設する以上は、その検査場所に期待される検査能力を十分に発揮させるために必要最低限の(県派遣の職員を含む)要員を事前に決めておく必要があるのではないか。」

「各検査場所毎の必要最低限の要員の見積りは、現時点ではまだ行っていないのか」

「2つの検査場所(鷹来の森運動公園の検査場所及び涌谷スタジアム野球場)について見積りが済んでいる場合は、その必要最低限の(県派遣の職員を含む)要員数と見積りの根拠」

以上3つの質問に、県はまとめて「原子力災害においては、災害の規模や気象状況に応じて検査場所を開設する場所、個々の検査場所で使用するレーン数等を適切に設定することとしており、必要最低限の要員数は一概に言えないことから、様々な状況があることを念頭において備えている。」と回答し、いざという時、誰が何を基準に検査場所毎の必要最低限の要員数を決めるのかという質問には「避難退域時検査等場所への派遣決定にあたっては、災害の規模や緊急性等に応じて災害対策本部長が決定する。」と回答をしている(甲B10の31の1の2、甲B10の31の2)。

検査場所毎の役割別の積み上げ作業が行われていないということは、被告の600名、県の320名について「役割別の区分」が行われていないということにほかならず、「役割別の区分」も行われていなければ、「教育及び訓練の実施」を行うこともできず、この点でも要員予定者の「教育及び訓練の実施」を求めているマニュアルに違反する。

本来であれば、検査場所毎の必要最小限の要員数を前もって把握し、(被告の600名、県の320名のメンバーの変更に備え)文書化し、県と被告の間で、

これで十分かどうか吟味、確認し、「鷹来の森運動公園が使える場合、被告から○人、県から○人、被告からの○人は○○の役割と○○の役割を担う。県からの○人は○○の役割と○○の役割を担う。」ということを経と被告の間で文書で約束し、その文書に基づき教育と訓練を行い、鷹来の森運動公園を使用するという連絡がオフサイトセンターから入ったら、災害対策本部長の判断など待たずに派遣の要請と指示が行われ、鷹来の森運動公園で文書に定められた役割を果たす必要がある。それが「マニュアル」が求めるところの「検査での役割」（5頁）「教育及び訓練の実施」（6頁）「役割及び標準的な要員数」「検査場所の規模に応じた、車両の誘導を行う交通誘導員、空調等の運転保守要員、受付・説明員、通信・連絡員等の配置」（7頁）「検査の効率化を図るため、検査対象となる車両、住民及び携行物品の数に応じてのチーム間での役割分担の調整、必要に応じての各チームの要員の増員」（8頁）である（甲B29の3）。

そのような積み上げ作業も被告と県の約束も存在しないなかで、事故後「鷹来の森運動公園が使えることになりました。被告から何名派遣させますか。県から何名派遣させますか」と尋ねられても、災害本部長（県知事）が具体的な派遣者数を決められないことは明らかである。

事故後、要員の派遣の点でもレーンと同じ珍妙なやり取りが災害対策本部長と部下の職員との間で行われることになる。

よって被告は、後記第9②の「検査場所を稼働させるための検査場所毎の必要最小限の要員数を把握しているのか。把握している場合、鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の必要最小限の要員数は何名か。その根拠は何か（自ら把握しなければ県に説明を求めたのか、求めた場合の県の回答内容）。」及び③の「放射性物質が放出する事故が起き、30km圏内の住民に広域避難指示が出た場合、（600名のうち）どこの検査場所に何名派遣するかを前もって県との間で取り決めているのか。取り決めていない場合、どこの検査場所に何名派遣するかは県の指示待ちか。」及び⑦の「検査場所で何をするかは、いつどうい

う形で知らされるのか」「検査場所で何をするのかの学習や訓練は予定されているのか」に回答するべきである。

第5 当該検査場所の必要最小限の要員数も決まらなければ、要員数に比例する防護服等、資材の量も決定することができず、量が決定できなければ、購入もできず、購入していなければ搬入もできない

現在購入済の防護服は216着である(甲B10の32の3の2の2)。被告の600名、県の320名分にも足りていない(第11準備書面第9)。当初のメンバーで4日間検査を続けるとすれば(600名+320名=920名×4日=3680名分)が必要であり、4日後に交替するとすれば、交替後の要員数に対応した防護服も必要である。検査場所全体での要員数×継続日数分の防護服を購入しておく必要があるところ、開設する検査場所全体で被告の600名、県の320名で十分がどうか不明であり、継続日数も不明であるから、購入すべき量を決定することができず、量を決定できていないので購入も未了であり、その結果が購入数216着である。

よしんば、必要量を購入できたとしたも

- ① 避難開始から、必要資材を運搬する業者を選定するまでの時間(日時)を調査したことがない
- ② 必要資材の運搬業者のトラックが事業所を出て、保管場所で必要資材を積み込み、検査場所に到着するまでの時間(日数)を調査したことがない(甲B10の32の2)

のであるから、レーンや要員同様、避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に到着する保証は得られていない。

第6 検査場所毎の能力が分からない。検査場所毎の能力が分からない結果としてその検査場所を何日間継続する必要があるかも分からない。そのことが要員の

事前確保にとって大きな障害となって現れている

1 検査場所毎の能力が分からない

自分が検査を受ける検査場所の処理能力とそれに基づく稼働継続日数は避難者にとって重大な関心事である。1日か2日で検査が終わるといふならともかく、10日以上かかるということになれば、その間車中で待機し続けることはできないので、検査場所に向かわずに避難することになるからである。

検査場所の避難者用の駐車場とレーンの設置エリアを避難者の車両が埋めてしまえば、出口から1台が出口から1台が出口から1台が入れる状況となり、その状態が続くことになる。出口から1台が出口から1台が出口から1台の間隔が短ければ短いほど、入口から入る車両の間隔も短くなる。避難者用の駐車場とレーンの設置エリアを避難者の車両が埋め尽くすという実際に近い状況を作り、必要とする数のレーンを設置したうえで、出口から1台が出口から1台が出口から1台の間隔を計測し、その検査場所で1日何台の車両の検査をできるかを調べる必要がある。

その場合、検査場所をどのように想定するか、特に避難者用の駐車場を設け、そこからレーンの設置エリアに誘導し、検査を受けさせるか、駐車場を設けずに入口からレーンの設置エリアに直行させるかが重要である。「マニュアル」では待機場所（避難者用の駐車場）を設けている（甲B29の3の参考資料1）が、県の職員の研修資料（甲B10の20の3の1の2の講義2の5頁）では駐車場を設けずに入口からそのまま検査場所に直行する想定となっている。県はその点についての最終判断をまだ下しておらず、前記のように検査場所の想定を非開示としている（甲B10の15の3の1）。

様々な人が乗っている避難者の車両の検査を食品工場の流れ作業のように行うことはできず、もし駐車場を設けず入口からそのままレーンの設置エリアに直行する方式を採用するならば、入口から入り、検査を受ける前の動線の中で、あるいは検査を終えて出口に向かう動線の中でトイレに駆け込む車両が1

台でも出れば、戻ってくる間、動線は停止することになる。

長時間の渋滞の末やっと検査場所に辿り着いた車両のほとんどの避難者は、トイレに駆け込むに違いなく、それを阻止することはできない以上、むしろ、避難者用の駐車場を設け、トイレに行かせ、戻ってきてからレーンのあるエリアに誘導する方が現実的である。駐車場を設けた場合、入口から入った順に検査を受けることはなく、順番はいったん駐車場でシャッフルされる。

トイレの数、トイレとの距離により、駐車場に戻ってくるまでの時間は現場毎に違うことになるし、運転手が仮眠したり、食事を開始したりする車両も出るため、駐車場からレーンのあるエリアに誘導する誘導係は重要であり、その人数は検査場所の特徴と設置するレーン数を考慮して決める必要がある。

すなわち、各検査場所の処理能力は

- ① 各検査場所の規模、特徴の把握（上記第2の「現場計画」）
- ② 設置するレーンの数、要員数、資材の量等の諸条件
- ③ 各検査場所の処理能力の計算

の順に検討が行われるが、県・市・協議会は、①②の調査を全くしていない。今に至っても検査場所の想定を非開示（甲B10の15の3の1）にしているのは、①の調査をしておらず、検査場所毎のレイアウトが決まっていないからである（甲B10の34）。①②の調査をしていないのであるから、②③の相互調整も行っていない。結果として③の計算も行っていない。

原告らが「入り口⇒待機場所⇒車両指定箇所検査所での検査⇒出口」に要する車両1台あたりの平均必要時間をどの程度と想定しているか。想定の根拠は何か。簡易除染が必要な場合はどうか。」と質問したことに対し、県が「避難退域時検査の想定については、候補地の追加と併せ、原子力防災訓練の結果を踏まえながら、検討を進めてまいります。」と回答し（甲B7の1の2の3頁）、

重ねて原告らが「これまで実施した原子力防災訓練の結果によれば、車両1台あたりの平均必要時間はどの程度か。資料9の記事によれば、「車は、タイヤについて放射性物質の線量を測る「ゲート型モニタ」を通過。4台は基準値以上の線量が計測されたとして、東北電力の職員が車のボンネットやワイパーを調べ、陸上自衛隊員が水をかけて簡易除染した。ここまでの所要時間は3分ほど。乗っていた住民は、体に放射性物質がついているかどうかの検査も受け、さらに2、3分を要した」ということであり、簡易除染しない場合でも、入り口⇒待機場所⇒検査所に要する時間と検査所⇒出口に要する時間を加えれば、車両1台あたりの所要時間は10分を超えるのではないか。」と質問しても、県は「これまでの原子力防災訓練における避難退域時検査の訓練は、まずは国のマニュアルに沿った検査手法の確認・検証や作業の習熟を目的として実施しており、所要時間については今後確認すべき事項と考えております。」と回答せざるを得ず(甲B7の2の2の6頁)、現に平成元年からの32年間、検査場所の能力を調査していない(甲B10の17の3)。

甲B7の2の2の6頁の回答の中の「今後確認すべき事項」と述べている「所要時間」を、現在に至っても確認していないのである。

2 継続日数が不明

検査場所毎の処理能力が不明である結果、その検査場所を何日間継続するのも分からないということになり、そのため「鷹来の森公園の退域検査所で検査を受けることになる車両の検査が全て終了するまで何日かかる想定か」という質問に対し、「避難退域時検査場所は、女川地域原子力防災協議会作業部会において検討を進め、これまで13か所を選定しており、候補地の追加につきましても、関係市町と連携しながら調整を進めております。」と回答せざるを得ず(甲B7の1の2の3頁)、「候補地が追加されないと仮定した場合何日かかるのか。」との原告らの質問にも、「前述の検査対象となる車両台数等の精査結果

を踏まえ、検討を行う予定としております。」と回答する以外ないのである（甲B7の2の2の6頁）。

このように回答しているにもかかわらず、検査場所における必要人員及び要員等の体制について国のマニュアル（甲B29の3）に沿った検査手法の確認・検証など全くしておらず、それが検査場所毎の必要最小限の要員数の不明という結果になって表れていることはこれまで述べたとおりである。内閣府も県も、継続日数を調べていないことを情報公開請求において認めている（内閣府については甲B16の6の2、県については甲B10の17の2）。

3 要員の事前確保にとっての障害

- ① 要員予定者から「そこで何日働くのか」と尋ねられても答えられない。
- ② 要員予定者から「交替を予定しているのか」「何日で交替できるのか」と尋ねられても答えられない。

よって被告は、後記第9⑦の

「・ 検査場所での滞在日数（検査場所によって違う場合、検査場所毎の滞在日数）

- ・ 24時間稼働か否か（その場合、何時間で交替するのか）
- ・ 交替（帰宅する）できるのか否か。できる場合、何日で交替となるのか」

に回答するべきである。

- ③ 要員用の被ばく防護服の数は各検査場所毎の必要最小限の要員数と稼働継続日数を掛けて決まるが、必要最小限の要員数と稼働継続日数が決まらなければ、当該検査場所にどれだけの数の被ばく防護服を搬入すべきかも決められない。

又、被ばく防護服等の資材の購入と搬入は要員の確保とは別の（県の）縦割りルートで決定されるので、要員（職員）予定者から「私たちが着くまでに（稼働継続必要日数に対応する数の）被ばく防護服は検査場所に届いてい

るか」と尋ねられても答えられない。

現に令和3年10月19日付の情報公開請求（甲B10の18の1）に対し、県は

- 「⑮ レーンを除く検査場所の検査に要する資材（別紙資料2）を購入するべき立場の者の職種等が分かる資料
- ⑯ 上記⑮の者がその資材の購入を決定して確保できるまでに要する日数を調査した結果が記載された資料
- ⑰ その資材の購入を確保してから各検査場所に届けるのに要する日数を調査した結果が記載された資料」

につき不存在と回答し（甲B10の18の2）、令和4年5月26日付の情報公開請求に対しても、同様の回答をしている（甲B10の32の2）。調査していないから答えられないのは当然のことである。

よって被告は、後記第9④の「レーン、個人防護装備は要員が検査場所に到着する前に搬入されている保証はあるのか」及び⑦の「検査場所に到着する前に個人防護装備は届いているのか」に回答するべきである。

- ④ 3交替24時間で稼働を継続する場合、交替が来るまではその検査場所で寝泊まりする以外ない。冬は暖房、夏は冷房が必要。宿泊施設を用意できなければ、各人の自家用車を持ち込んで、車の中で寝泊まりする以外ない。宿泊施設について「どこで寝るのか」と質問されても答えられない。

県は320名の派遣予定者に「宿泊施設の整備の見通し」を説明していないことを認めている（甲B31の2）。そもそも検討していないから説明の仕様がなないのである（甲B10の17の2）。説明しないままで派遣すれば、1日で仕事が終了すると誤解して派遣に応じた職員を騙すことになり、職員の反発は必至である。以上のことは、被告の600名にもそのまま当てはまる。

よって被告は、後記第9⑦の「(検査場所内に) 宿泊施設は用意されているのか。どこで待機、休憩、宿泊するのか(自家用車での寝泊まりとなるのか)」に回答するべきである。

- ⑤ 食料は稼働当日から必要である。調理して出すか、出来合いの弁当で済ませるか、必要な数の弁当をその都度、運んで来ることができなければ、要員の招集と同時に必要な量を持ち込む必要があるが、持ち込めるか、持ち込めたとして保存ができるか、これらについて県は検討していない(第8準備書面12頁)(甲B10の17の2)。

弁当を持ち込むなら(検査場所の周囲の道路を避難者の車両が埋める前に)持ち込む以外ない。弁当を作る30km圏内の業者も避難するので、30km圏内の業者による搬入は困難である。避難者の車両が検査場所の周囲の道路を埋めてしまえば、仙台の弁当業者の車は検査場所に近づくことすらできない。被ばくの危険を承知で弁当を届ける業者が見つかる保証もない。

調理して出すのであれば、調理器具を搬入する必要がある。食材をどのように確保して、だれがいつ検査場所に持ち込むのか、どこで誰が調理するのか、調理する場所があるのかも調べておく必要がある。役割毎の要員数の積み上げが行われていないから、どこで誰が調理するのかも未決定である。

持ち込む食料の量は検査場所毎の必要最小限の人数と稼働継続日数を掛け合わせて決まるが、検査場所毎の必要最小限の人数と稼働継続日数が未定であれば(弁当の数にしろ、調理して出す場合の食材の量にしろ)、決定は困難である。

よって被告は、後記第9⑦の「食料の提供は受けられるのか。食料は誰がどのような方法で提供するのか」に回答するべきである。

- ⑥ トイレの数が限られ、既存のトイレを避難者が使うのであれば、要員用の簡易トイレを持ち込む必要があるが、持ち込めるかどうか不明である。要員の持ち込む自家用車の駐車場を避難車用の駐車場と別に確保できるかも

不明である。

以上のように、「検査の終了に何日かかるかわからない」現状の下では作業実態が不明であり、要員の事前確保は極めて困難である。要員の事前確保が困難であれば、検査場所の開設自体不可能である。

よって被告は、後記第9⑥の「鷹来の森運動公園、涌谷スタジアム野球場の検査場所は「そもそも開設できるのか」「何日で開設できるのか」「検査の終了に何日かかるのか」」に回答すべきである。

第7 必要とするレーンと資材が検査場所に搬入されるまでの日数が不明。要員の派遣方法も不明。そのことが要員の事前確保にとって大きな障害となって現れている

1 レーンの必要数が不明。購入済数はわずか12。資材も同様

検査場所は、稼働条件（必要とする数のレーンの設置、必要最小限の要員数の確保と派遣、要員数に対応する個人防護装備等の資材の確保と搬入、食料の確保と搬入、宿泊施設の整備等）が揃うことと、それらが避難者の耐久日数内に検査場所に揃って届くことによって所定の機能を発揮することができる。しかしレーンについては、上記のように現在保有している数は12であり、阻害要因調査の時の数が93であることとの比較においても明らかに少ない（甲B10の5の1～5の2、甲B10の32の3の1）。

2 検査場所に搬入されるまでの日数の不明はマニュアル違反

レーンが不足した場合につき、県は「資機材が不足する場合においても、「原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）」に基づき、当該協定を締結している他13道府県と、全国的に資機材を融通し合う体制が整備されている。」（甲B10の31の2）と回答するが、県内に保管されている1

2ですら、被ばくの危険を承知で引き受けてくれる業者が見つかるかどうか(バスの運転手と同様の被ばく対策が必要)、見つかったとして各検査場所にそれがいつ届くのか不明である(甲B10の32の2)。ましてや、他県のレーンが検査場所にいつ届くかは、調査自体しておらず、さらに不明である(甲B10の38)。他県から貸与されるレーンをあてにして検査場所を開設しようとしていること自体、検査場所の実効性を真剣に検討していない証拠である。

この点は検査場所の稼働に必要な資機材の調達と運搬についても同じである。要員が身につける個人防護装備のうち、現在購入済みの個人防護装備の数量はわずか216着である(甲B10の32の3の2の2)。不足の個人防護装備の購入を決定した後、メーカーや販売店等と交渉し、実際に取得できるまでの時間(日数)を検討したことはなく、必要資材を運搬する業者を選定するまでの時間、(個人防護装備を含む)必要資材の運搬業者のトラックが事業所を出て、保管場所で必要資材を積み込み、検査場所に到着するまでの時間については現在に至っても調査していない(甲B10の32の2)。

不足する個人防護装備も「原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)」に基づき、融通してもらおうつもりでいるとしたら、レーンと同様、それらがいつ検査場所に届くかは全く不明であり、要員が到着する前に届く保証はない。

以上の現状は、「資機材の積数と必要な数量」の事前計画の策定、「調査・運搬」の事前計画の策定を求めている「マニュアル」(6頁)に明らかに違反している。

3 要員の事前確保についての障害

被告において確保する600名の要員予定者、県が確保する320名の職員から「私たちが着くまでに(稼働継続必要日数に対応する数の)被ばく防護服は届いているか」と尋ねられたらどのように回答するのであろうか。原告らが

令和4年6月7日付質問書（甲B10の31の1の1）で

「名簿に掲載された検査場所に派遣される職員に

- ③ 検査場所内の宿泊施設の整備の見通し
- ④ 職員用の食糧確保の見通し
- ⑤ 名簿化した職員が検査場所に到着する前に個人防護装備等の資材とレーンが検査場所に到着している保証

につき説明したことはないと理解してよろしいか。」

と質問したことに対し、県は甲B10の31の2で「検査場所内の宿泊施設の整備や職員用の食料確保の見通しについて説明したことはないが、検査場所に到着する前に個人防護装備等の資材等は検査場所に到着していることについて説明している。」と回答しているが、開示結果と明らかに矛盾する。「⑤名簿化した職員が検査場所に到着する前に個人防護装備等の資材とレーンが検査場所に到着している保証を説明したことを裏付ける資料」の情報公開請求に対し「該当文書なし」と開示しているからである（甲B10の33の2）。

又、「(個人防護装備を含む) 必要資材を運搬する業者を選定するまでの時間」「(個人防護装備を含む) 必要資材の運搬業者のトラックが事業所を出て、保管場所で必要資材を積み込み、検査場所に到着するまでの時間」を調査した資料が不存在であることとも矛盾する（甲B10の32の2）。それらの調査をしないで職員が検査場所に到着する前に資材が到着している保証などできないからである。

以上のことは、被告が確保する600名についてもそのまま当てはまる。「私たちが着くまでに（稼働継続必要日数に対応する数の）被ばく防護服は届いているか」と質問されても「到着している」と保証することはできないからである。ましてや、個人防護装備については、購入済は216着であり（甲B10

の32の3の2の2)、購入し、搬送する日数が不明である(甲B10の32の2)ことを考慮すれば、要員の到着より先に个人防护装備が検査場所に着いていることなどありえないのである。

よって被告は、後記第9④の「レーン、个人防护装備は要員が検査場所に到着する前に搬入されている保証はあるのか」及び⑦の「検査場所に到着する前に个人防护装備は届いているのか」に回答するべきである。県は宿泊施設や食料の提供について名簿に掲載された職員に説明していないことを認めているが、この点も320名の事前確保にとって障害となる。被告の600名の事前確保にとっても同様である。

派遣方法が定まっていないことも障害である。県は原告らの「8箇所の検査場所に派遣する320名の県職員の派遣方法(自家用車を有する職員については向かうべき検査場所を知らせ、独自に検査場所に向かわせるのか、(自家用車の有無にかかわらず)向かうべき検査場所毎の職員をどこかに集めてバス等で向かわせるのか)」「その場合バスはどのような方法で調達するのか」との質問に対し、「現時点では、要員の移動手段は自家用車や公用車の乗り合いを想定しているが、他の有効な手段についても、引き続き検討していく」と回答し、「バスの調達に要する時間、どこかに集めるまでの時間、バスが発車して検査場所に到着するまでの時間等を調べているのか。」との質問に対しては「調査したことはない。」と回答している(甲B10の31の1の2、甲B10の31の2)。また、「どの職員をどこの検査場所に向かわせるかは事前に決めておいて、その職員にも知らせておくのか、事故発生後に決め、連絡するのか」「後者である場合誰がどのような方法でそれを決めるのか」「現時点では派遣方法についてどこまでのことが決まっているのか」との質問については「避難退域時検査等場所への派遣決定にあたっては、災害の規模や緊急性等に応じて災害対策本部長が決定する。」と回答している(甲B10の31の2)。

派遣方法の検討状況がこの程度であれば、避難車両が検査場所の周囲の道路

を埋める前に職員が検査場所に到着できる保証はなく(第11準備書面、第5)、その点は被告の600名にも当てはまり、要員の事前確保にとって障害となっている。

よって被告は、後記第9⑤の「600名の派遣方法(600名への連絡方法、どこかに集めて検査場所毎に分けてバスで向かわせるのか。各自の自家用車で向かわせるのか。600名へ連絡して、要員が検査場所まで到着するまでの時間(日数)」及び⑦の

- 「・自分の自家用車で指示された検査場所に向かうのか。どこかに集まってバスで検査場所に向かうのか
- ・どこかの検査場所に向かうのかは、いつどういう形で知らされるのか
- ・避難者の車両の方が先に検査場所に到着して周囲の道路を埋めてしまい、自分達の車両は検査場所に近づくことすらできないのではないか」

に回答するべきである。

第8 オフサイトセンターの判断の遅れが要員、資材の搬入の遅れを著しいものにする

オフサイトセンターの準備状況を確認するための原告らの令和4年6月13日付情報公開請求(甲B13の8の1)に対する開示結果(甲B13の8の2)によれば、以下のことが明らかとなった。

- ① オフサイトセンターのメンバー(班員)の参集に必要な時間(日数)を調べていない。
- ② オフサイトセンター内の各班(モニタリング班、医療班、住民生活班、警察班)が班として具体的課題について判断を下すために、最低限(各班の)メンバーの誰と誰が揃うことが必要かが決められていない。
- ③ 使用できる検査場所と使用できない検査場所の区別をどの班が担当するか

が決められていない。

- ④ 使用できる検査場所と使用できない検査場所の区別の判断手順（マニュアル）が記載された文書が存在しない。
- ⑤ 住所・電話番号が記載された文書が存在しない。
- ⑥ 各班が実行すべき具体的課題と実行手順が記載された文書が存在しない。

検査場所との関係では、③④が特に重大である。どの班がどのような手順で、使用できる検査場所と使用できない検査場所を決めるかが定まっていなければ、それをどの班が担当するかの議論で時間を空費してしまい、担当班が決まった後の手順を巡る混乱でさらに時間を空費し、オフサイトセンター内の意思決定の遅れが、検査場所の開設を遅らせる主たる原因となる危険がある。

第9 被告が今明らかにすべきこと

600名の要員の確保に責任を持つことを明らかにした被告は避難予定者である原告らに対し、以下の点を明らかにすべきである。理由は既に述べたとおりである。

- ① 県から要請されて確保を約束した要員数600名の根拠は何か（県からどのような説明を受けたのか）。県の320名の根拠は何か（県からどのような説明を受けたのか）。
- ② 検査場所を稼働させるための検査場所毎の必要最小限の要員数を把握しているのか。把握している場合、鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の必要最小限の要員数は何名か。その根拠は何か（自ら把握しなければ県に説明を求めたのか、求めた場合の県の回答内容）。
- ③ 放射性物質が放出する事故が起き、30km圏内の住民に広域避難指示が出た場合、（600名のうち）どこの検査場所に何名派遣するかを前もって県との間

で取り決めているのか。取り決めていない場合、どこの検査場所に何名派遣するかは県の指示待ちか。

- ④ レーン、個人防護装備は要員が検査場所に到着する前に搬入されている保証はあるのか。
- ⑤ 600名の派遣方法（600名への連絡方法、どこかに集めて検査場所毎に分けてバスで向かわせるのか。各自の自家用車で向かわせるのか。600名へ連絡して、要員が検査場所まで到着するまでの時間（日数））
- ⑥ 鷹来の森運動公園、涌谷スタジアム野球場の検査場所は「そもそも開設できるのか」「何日で開設できるのか」「検査の終了に何日かかるのか」。
- ⑦ 600名の要員は確保済か。確保するにあたり、予定者に対し以下の点をどのように説明したか（確保未了であれば、どのように説明する予定か）。
- 検査場所での滞在日数（検査場所によって違う場合、検査場所毎の滞在日数）
 - 24時間稼働か否か（その場合、何時間で交替するのか）
 - 交替（帰宅する）できるのか否か。できる場合、何日で交替となるのか
 - 食料の提供は受けられるのか。食料は誰がどのような方法で提供するのか
 - （検査場所内に）宿泊施設は用意されているのか。どこで待機、休憩、宿泊するのか（自家用車での寝泊まりとなるのか）
 - 検査場所に到着する前に個人防護装備は届いているのか
 - 検査場所に到着する前にレーンは搬入されているのか
 - 600名+320名で各検査場所の要員として十分か。十分であるという根拠があるのか
 - 自分の自家用車で指示された検査場所に向かうのか。どこかに集まってバスで検査場所に向かうのか
 - どこの検査場所に向かうのかは、いつどういう形で知らされるのか
 - 避難者の車両の方が先に検査場所に着いて周囲の道路を埋めてしまい、自

分達の車両は検査場所に近づくことすらできないのではないかと

- 検査場所で何をするかは、いつどういう形で知らされるのか
- 検査場所で何をするかかの学習や訓練は予定されているのか
- 要員の被ばく線量の上限はいくらか
- 派遣の対価はあるのか（対価がある場合、県が支払うのか被告が支払うのか、1日当たりの日当はいくらか）

第10 結論

- ① 検査場所毎のレイアウト（現場計画）の作成が未了であること
- ② 当該検査場所に課せられた検査予定車両の台数に対応するレーン数が決定されておらず、購入も未了であること。搬入に要する時間（日数）の調査も行われていないこと
- ③ 検査場所毎の役割毎の要員数の積算が行われておらず、その結果、検査場所毎の必要最小限の要員数も決まっていないこと
- ④ 必要最小限の要員の事前確保が困難であること
- ⑤ 要員の派遣方法が確定していないこと。要員の派遣に要する時間（日数）の調査も行われていないこと
- ⑥ 要員数と継続日数に対応する個人防護装備等の資材が購入未了であること、事故が起きてから購入あるいは他県から融通してもらって搬入することは時間的に困難であること。搬入に要する時間（日数）を調査していないこと
- ⑦ 食料の確保、宿泊施設の整備が未了であり、整備の見通しもないこと

以上を総合すれば、稼働開始条件（必要最小限の要員、検査予定車両の台数に対応するレーン数、個人防護装備等の資材、食料の確保、宿泊施設の整備等）を避難者の車両が検査場所の周囲を埋める前に揃えて搬入させることは不可能であり、よって、検査場所は開設自体不可能である。可能であったとしても、いつ

開設できるか全く不明であり、何日間継続する必要があるか全く不明である。

その原因は、基本設計に相当する①と、詳細設計に相当する②～⑦について、調査、研究、検討を一切行ってこなかったことにある。レーン、要員について県が「災害の規模や緊急性等に応じて災害対策本部長が決定する。」と回答せざるを得ないのは、実効性を確保する①～⑦について調査、研究、検討を一切行ってこなかった結果の自白である。

「マニュアル」の「はじめに」に記載されている「検査及び除染が必要な場合の簡易除染の方法について、いつ、どこで、何（検査、簡易除染等）を、どのように行うか」の「いつ、何を、どのように」を調査、研究、検討せず今日に至っているのである。

今ようやく要員の事前確保について検討が始まったものの、検査場所の実効性を確保する条件は相互に関連しているため、要員の事前確保すら目途がつかない状態にある。

以上のことは、上岡氏の補充意見書に基づく第11準備書面に照らしても明らかである。被告は上記第9を明らかにできない場合は、検査場所は開設自体不可能であることを率直に認め、せめて原告らの過酷かつ危険な避難を回避させるべきである。

第11 バスの確保と配備はさらに困難となった

バスの確保と配備が困難であることについては、これまで

- ① 訴状請求の原因第8の3
- ② 第2準備書面第3
- ③ 第3準備書面第3の6
- ④ 第5準備書面12及び13
- ⑤ 第6準備書面2の⑨⑩⑪⑫⑬
- ⑥ 第8準備書面第2の2

⑦ 第9準備書面第4

で詳しく述べてきたが、「宮城県と公益社団法人宮城県バス協会との協定書第11条で「協会の会員の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことによる被ばく線量は、実効線量で1ミリシーベルトを上限とする。」と定められていることとの関係においてさらに困難である。

なぜなら、甲B11の18の1の県に対する質問の回答（甲B11の18の2）において、運転手とバスに同乗する市の職員に線量計を着けることを認め、1ミリシーベルトの上限の範囲内で業務に従事してもらうことを認めているが、数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施するOIL1の初期設定値は500 μ Sv/時であるので、2時間もすれば1ミリシーベルトに達してしまうからである（甲B5の5頁）。

一時集合場所の周りの交通渋滞、とりわけ検査場所に向かう車両による交通渋滞を考慮に入れば、一時集合場所に向かうバスの運転手と市の職員の線量計が1ミリシーベルトを越すことは確実である。「新潟県は運転手が身に着けた線量計が1ミリシーベルトを超える恐れが生じた時は、引き返すことを認めているが、宮城県の方針はどのようになっているのか。」「1ミリシーベルトを上限とする」の具体的方法について、宮城県バス協会あるいは会員の事業者とこれまでどのような協議が行われたか。」の質問に県が1ミリシーベルトを越す場合の具体的対策をバス協会や事業者にどのように説明しているかについて回答していない（甲B11の18の2）。具体的対策の説明が行われていないからである。新潟県と同様に「その場合は引き返して差し支えない」と説明しているとすれば、多くのバスは一時集合場所に近づけないことになり、目的地に近づくことすらできない危険な業務を承諾してくれる運転手と市の職員の双方の確保は極めて困難となる。

第12 受付ステーションの見直し

甲B8の19のとおり、村井知事は本年8月10日の講演で「受付ステーションは絶対に混む。この前（2月）の訓練でも車が動かなくなり、大変だった。やめる方向で準備を進めている。」と述べ、受付ステーションの見直しをしていることを明らかにしている。本年2月の防災訓練の結果を待つまでもなく受付ステーションが交通渋滞の原因になることは原告らの質問（甲B7の1の1の公開質問書5項、甲B7の2の1の公開質問書5項、甲B7の3の1の公開質問書5項、甲B7の4の1の公開質問書5頁～）で指摘済みであり、これらの指摘に一顧だにせず、令和2年3月25日の協議会で「確認」をしている。協議会（作業部会）は受付ステーションの実効性について調査・研究・検討を一切しなかったのである。

ともあれ、村井知事の「やめる方向で準備を進めている」は、かねてから原告らが繰り返し主張してきた受付ステーションの実効性の欠如（極度の交通渋滞の発生）を認めるものである。しかし、代替手段の実効性が協議会によって「確認」され、甲B3の県のガイドライン（22頁等）、甲B5の市の広域避難計画（13頁等）が変更されるまでは、受付ステーションで受付をして、最終避難先を指定してもらうという方針に変わりがない。

よって、村井知事の受付ステーションについての自白と、「そもそも開設出来ない」検査場所の現状の2点をもって、「検査場所の交通渋滞と受付ステーションの交通渋滞が重なり、避難所に辿り着くことができない」（第8準備書面第1）は立証済みと考える。

以上